

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

奈良厚生年金 事案 1474

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月31日から47年1月1日まで

昭和45年3月30日にB社に入社し、平成24年に定年退職するまで継続して勤めた。A社の資格喪失日が昭和46年12月31日となっているが47年1月1日の誤りと思うので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B企業年金基金が保管している加入者台帳の記録から判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し（昭和47年1月1日にA社からB社C事業本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立期間に係る厚生年金保険料の納付を確認できる資料は残っていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを46年12月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和59年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年7月1日から同年8月1日まで
昭和55年4月にA社B支店に入社し、59年7月31日に退職するまで勤務していた。

厚生年金基金連合会（当時）から届いた加入期間通知に、A社における加入期間が昭和55年4月1日から59年8月1日までとなっているのに、日本年金機構の被保険者記録照会回答票では同年7月1日までとなっている。調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金基金連合会の加入期間通知、A社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、申立期間の資料は無いが、申立人は正社員として昭和59年7月31日まで勤務した実績が残っており、通常、正社員であれば保険料は控除していたと思うと回答している上、申立期間において申立人の業務内容及び勤務形態に変更はなかったとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、こ

れを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで

A社に昭和38年に入社し平成7年に退職するまでの期間、継続して勤務していた。同社B営業所に勤務していたようになっているが、その間も同社C出張所に勤務し、勤務場所は変わっていない。調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社B営業所及び同社C出張所における厚生年金保険被保険者資格を有する同僚は、申立期間の前後において、勤務地も業務内容も給与の額も変わらなかったため、申立期間についても、その前後の期間と同様に厚生年金保険料が控除されていたはずであると供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、A社C出張所は昭和39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の同社B営業所における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における社会保険事務所（当時）の昭和39年10月1日の定時決定の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月31日から同年9月1日まで

昭和34年6月から36年12月までの期間、A社C営業所に勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者記録では、A社に勤務していた途中の1か月に未加入期間がある。退職するまで勤務場所も変わらず、継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、同僚は、「1か月だけ保険料が控除されていないのは不自然であり申立期間についても保険料は控除されていた。」と証言している上、B社も申立期間について給与から厚生年金保険料を控除していたと考えられる旨回答している。

なお、A社C営業所は昭和34年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同僚の証言から、同日より前の期間についての社会保険事務はA社本社において一括管理されていたと考えられることから、申立人のA社本社における資格喪失日を同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和34年7月の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 34 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係るA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月31日から同年6月1日まで
昭和34年8月から平成4年7月までの期間、A社に継続して勤務し、途中退職したこともないのに、厚生年金保険被保険者記録に1か月の未加入期間があり納得できない。
申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿及び申立人のA社における雇用保険被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務（昭和45年6月1日にA社B工場からA社C工場に異動）していたことが認められる。

また、A社が加入しているD健康保険組合が保管する健康保険被保険者資格取得届及び喪失届によると、昭和45年6月1日に、申立人はA社B工場の資格を喪失し、同日にA社C工場の資格を取得した旨記載されているところ、D健康保険組合は、申立期間当時、健康保険と厚生年金保険の被保険者資格取得届及び喪失届は複写式の様式であったとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和45年6月1日に申立人がA社B工場における被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年4月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係るA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月31日から同年6月1日まで
昭和37年4月から平成15年10月までの期間、A社に継続して勤務し、途中退職したこともないのに、厚生年金保険被保険者記録に1か月の未加入期間があり納得できない。
申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿及び申立人のA社における雇用保険被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務（昭和45年6月1日にA社B工場からA社C工場に異動）していたことが認められる。

また、A社が加入しているD健康保険組合が保管する健康保険被保険者資格取得届及び喪失届によると、昭和45年6月1日に、申立人はA社B工場の資格を喪失し、同日にA社C工場の資格を取得した旨記載されているところ、D健康保険組合は、申立期間当時、健康保険と厚生年金保険の被保険者資格取得届及び喪失届は複写式の様式であったとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和45年6月1日に申立人がA社B工場における被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年4月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成4年1月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、平成3年8月及び同年9月は53万円、同年10月から同年12月までは44万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から4年1月1日まで

日本年金機構から、A社の厚生年金保険の資格が遡って喪失されていると指摘された。申立期間については、同社を退職後に国民年金の未納期間であることが分かり、国民年金保険料を納付したが、同社に勤務し厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたものと推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人について、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年1月1日）より後の同年3月3日付けで、3年10月1日の定時決定の記録が取り消され、同年8月31日に遡って同社における被保険者資格の喪失処理が行われたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社における複数の同僚についても、申立人と同様に、平成4年3月3日付けで、遡って同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について平成3年8月31日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理の記

録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年1月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成3年7月のオンライン記録及び取消前の同年10月の定時決定の記録から、同年8月及び同年9月は53万円、同年10月から同年12月までは44万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 15 年 12 月 26 日及び 17 年 12 月 27 日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 15 年 12 月 26 日は 5 万 3,000 円、17 年 12 月 27 日は 11 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 26 日
② 平成 17 年 12 月 27 日

A 社に勤務していた期間のうち平成 15 年 12 月及び 17 年 12 月にそれぞれ 10 万円くらいの賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳の写し及び申立人を含む従業員に対し賞与を支払い、当該賞与に係る厚生年金保険料の控除を記載したリストから、申立人は、申立期間①及び②において、賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、同僚が所持する賞与明細書に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額は、A 社が上記リストに記載した金額と一致している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳等で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 12 月 26 日は 5 万 3,000 円、17

年12月27日は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

取得単位の関係で大学を卒業したのは昭和 46 年 9 月になったが、同年 4 月から父が社長をしていた A 社に入社し、営業の勉強をするため B 社へ出向するように指示を受けた。その後、C 社が開業されるということで A 社に戻った。48 年 4 月に同社及び B 社の関係者参列のもと結婚式を挙げた。

昭和 48 年 4 月 1 日に A 社において被保険者資格を取得しているが、申立期間は同社から給与が支給されていたので、同社における厚生年金保険の資格取得日は誤っている。当時専務であった兄は現在社長をしている。当時のことをよく知っているので確認し、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に籍を置き B 社へ出向していたと主張しているところ、昭和 48 年 4 月 1 日に A 社において厚生年金保険の資格を取得している同僚が、入社時に申立人を上司として紹介され、申立人と入れ替わりで B 社へ出向したと証言していることから、申立人は、厚生年金保険の資格取得日（同年 4 月 1 日）以前に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日は昭和 48 年 4 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人の兄である現在の事業主は、「申立人の A 社における在籍期間は昭和 48 年 4 月 1 日から 54 年 3 月 1 日までであり、申立期間は事業所でアルバイトをしていた。この間の厚生年金保険料の支払については、当社は関知していない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。